

【山梨県地域福祉活動補助金交付要綱】

(通則)

第1条 山梨県地域福祉活動補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この交付要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、民間の保健活動及び福祉活動に対して支援を行うことにより、地域福祉の向上を図るとともに、被措置児童の自立を支援することを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

ただし、他の補助を受ける事業を、原則として対象外とする。

一 地域福祉活動支援事業

県下全域又は広域において保健活動又は福祉活動を行う民間社会福祉団体等（以下「民間団体」という。）が実施する次の事業

イ 在宅福祉等の普及、向上

ロ 健康、生きがいつくりの推進

ハ ボランティア活動の活発化のための条件整備

ニ その他地域福祉の向上に資する事業

二 措置児童自立支援事業

山梨県により児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、里親及び小規模住居型児童養育事業者（以下「児童養護施設等」という。）に措置されている児童（以下「被措置児童」という。）が自立のために必要な物品を購入等する事業

2 前項第2号に規定する被措置児童は、次のいずれかの要件を満たす者とする。

一 当該年度の1月1日現在で措置されており、かつ、当該年度に高等学校（定時制、通信制、支援学校の高等部を含む。以下同じ。）若しくは中学校を卒業予定で、就職若しくは進学するため児童養護施設等への入所の措置が解除されることとなった児童

二 中学校を卒業し、高等学校に在籍していない被措置児童で、就職若しくは進学するため児童養護施設等への入所の措置が解除されることとなった児童

(補助対象経費、補助金の額及び補助率)

第4条 前条に規定する事業の補助対象となる経費、補助金の額及び補助率については、別表に掲げるとおりとする。ただし、前条第1項第1号に掲げる事業にあつては、知事が特に必要と認める場合はこの限りでないものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（第1号様式）に必要関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 知事は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(補助金交付の条件)

第7条 規則第6条による補助金交付の条件は次のとおりとする。

- 一 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（別表に定める軽微な変更は除く。）若しくは補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（第3号様式）を提出し、知事の承認を受けること。
- 二 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならないこと。
- 三 補助事業が予定の期間内に完了する見込のない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- 四 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業終了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その運用を図らなければならないこと。
- 五 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具（以下「取得財産等」という。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定めている耐用年数（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けずに、取得財産等をこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
また、知事の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（第4号様式）を提出し、承認を受けるものとし、原則として交付した補助金のうち、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還しなければならないこと。
- 六 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- 七 事業の完了により当該事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合は、この補助金の交付の目的に反しない場合に限り、交付した補助金の全部又は一部に相当する額を県に納付させること。

(補助金の実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日、又は補助金の交付を受けた翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書（第5号様式）に必要関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 知事は前条の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の審査及び必要に応じて調査等を行い、補助金の交付決定の内容及び交付の条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 補助金は、精算払いとする。ただし、第3条第1項第1号に規定する地域福祉活動支援事業にあっては、知事が必要と認める場合は概算払することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成3年10月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年2月18日から施行し、平成22年4月1日から適用する。
- 2 平成23年2月18日の改正前の要綱に基づき交付又は交付決定された補助金については、改正前の要綱はなおその効力を有する。
- 3 平成22年1月1日現在で措置されており、かつ、平成21年度に高等学校若しくは中学校を卒業し、就職若しくは進学するため児童養護施設等への入所の措置が解除された児童については、第3条第2項第1号の要件を満たす者とし、平成22年度に限って補助対象とする。

別表 (第4条関係)

補助区分	補助対象経費	対象事業費	補助率及び補助額	軽微な変更
地域福祉活動支援事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 報償費(講師謝金等) 2 旅費(講師旅費等) 3 需用費(消耗品、印刷製本費、食料費等) 4 役務費(通信運搬費、保険料等) 5 使用料及び賃借料 6 備品購入費(1件あたり3万円以上の物品の購入) 7 その他事業遂行に必要な経費で知事が認めたもの 	20万円以上	2/3以内	<ol style="list-style-type: none"> 1 補助対象経費の各費目間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合 2 補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合
措置児童自立支援事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 自立のために必要な物品の購入経費及び自動車運転免許等取得経費 	1万円以上/人 ただし、児童福祉法に基づく措置費等の対象となるものについては、その措置費等を控除した金額	2万円以内/人 ただし、対象事業費が2万円未満の場合は、対象事業費を限度とする。	

